

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

平成 28年 5月 25日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 萩原 重治 殿

質問項目

1 政治や政党や政策を自由に議論出来る社会を目指して

答弁者

市長・教育長

受付	平成 年 月 日	No.
	午前・午後 時 分	

項目別質問内容

<p>今年、日本も選挙権年齢が18歳に引き下げられます。</p> <p>私は、シティズンシップ教育の必要性を一層強く感じます。</p> <p>多摩市では、昨年度、教育委員会は、選挙管理委員会による小学校・中学校への模擬投票の出前授業を実施しました。</p> <p>子どもたちにとって、体験できたことの意味は、確かにあったでしょう。しかしながら、</p> <p>子どもたちの気づきの中に、この、出前授業、模擬投票は「遊びだよね。」という思いはあるのではないのでしょうか？</p> <p>子どもたちは、かつて、私たちが子ども時代そうであったようにほんとに知りたいことは何か、知らなければならない社会の不公平感、矛盾に気付いているのです。中学生にもなれば、自分が何になりたいのかを考え、そのためには、どういう勉強をしなければならないか？進学にどのくらいのお金がかかるのか？うちはお金があるのか？親は休まず働いているのに何故、自分の家の経済状況はよくならないのか？保育士の夢はあるが、なっても給料は安いからどうしようか？などなど。</p> <p>そのようなことを、なおざりにして模擬投票がシティズンシップ教育だと言っているのでしょうか？現実と模擬投票の体験講座が余りにもかけ離れていることを、子供たちは見抜いています。</p> <p>東京大学教育学部附属中等教育学校では、社会科の時間にアイドルグループの総選挙にまねて原発総選挙をしたり、消費税問題など、社会でまさに争点となっている事象を取り上げ議論する授業をしています。</p> <p>また、高校生向け月刊誌「高校生新聞」が2013年に実施した全国調査（55校5768人回答）では、18歳選挙権に、賛成23%、反対21%、どちらともいえない49%という結果が出ています。賛成以外の理由の多くは、「責任ある判断が出来ない。」「関心が持てない。」というもので、その背景に政治についての知識の少なさがあることは間違いのないでしょう。しかし、一方で、高校生になるまでの</p> <p>小学生、中学生の間に実際の社会や地域で起きている問題を自分たちのこととして向き合う機会が少ないことが、大きいのではないのでしょうか？</p> <p>つまり、選挙のしくみ、投票用紙の書き方、などではなく、今後は、教育委員会が教育として、現実子どもたちが直面している問題、疑問を取り扱うシティズンシップ教育を、しっかりと行う必要</p>
--

項目別質問内容

があるという思いから、以下質問させていただきます。

1. 今の日本社会はおとなや十代の若い人が、誰とでも気軽に政治や政党や政策を話題にしやすい社会だと思いますか？私は、多くの方がそのような話をするのはタブーだと思っているように思います。話題にしやすい社会にするための今後の課題をどうとらえていますか？

2. 1969年当時、学生運動が盛んで一部の生徒が暴力化したため「文部省初等中等教育長通達」が出されました。この「高等学校における政治的教養と政治的活動について」という通達は「生徒は未成年者であり、民事上、刑事上などにおいて成年者と異なった扱いをされるとともに選挙権等の参政権が与えられていないことなどからも明らかであるように、国家・社会としては未成年者が政治的活動を行うことを期待してないし、むしろ行わないよう要請している」というものです。この「いわゆる1969年通達」が出されたことから政治活動は「18禁」つまり、18歳まで禁止となってしまいました。以来、鎖国のように50年近くもの間、政治に関心を持ってないまま成人したおとなが、日本中に溢れました。ですから、そのようなおとなに育てられた若者に、急に「政治に関心を持って」と言っても不可能でしょう。私は、それを可能にするのは教育しかないと思うのです。

教育基本法第14条 一項 に「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とあります。この政治的教養とは具体的にどのようなものでしょうか？

3. 18歳選挙権に伴い、2015年通知として「今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される」というように大きく舵が切られ、1969年通達は廃止されました。その上、「現実の具体的な政治事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者として、自らの判断で権利を行使することが出来るよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。」としています。ところが、教育基本法第14条 2項 で、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」とあります。

この第14条の二項の中立性に先生方は気をもみ、せつかくの20

項目別質問内容

1 5年通知が生かせていない現状です。そこで、教育長の研修があるそうですが、どのような内容なのでしょう？政治的中立についても言及されたのでしょうか？

4. 政治・政策に関する見解や意見が生徒からも教師からも全く語られない授業は政治的中立が成立しているといえると思われませんか？

5. 小学校高学年の総合教育や中学生の公民、生徒会主催公開討論会などに、欧州などはすでにやっているのですが、議員が超党派で自分たちの政策を話しに学校に直接行くことは政治を身近に感じる手段ではないのでしょうか？

6. 2015年通知に叶う「社会の形成に主体的に参画していける」人材に育てることは大事です。例えば、小学校の中学年の子供たちにとって、今現実に大きな問題である学童クラブのことも、子どもが家庭内で親と話すだけでなく、子どもたち同士が、「自分たちのことなのだから自ら考えること、要望することは大切だ。」と気づいて欲しいと私は思うのです。それには、教育委員会が関わり主体であるはずの子どもたちが、市・保護者と同じテーブルにおいて意見表明する場が必要なのではないのでしょうか？生の主権者教育にも繋がると思います。女性問題は当事者である女性の意見を、障がい者の問題は当事者である障がい者の意見を聞きます。子どもの問題も同じでしょう。意見表明権をしっかりと位置付けるためにも、未来会議とは異なる、子ども議会を提案しますがいかがでしょうか？

7. 子どもを主権者とする、子ども権利条例が多摩市にも必要だと思いますが、いかがですか？